

福井県が実施するビッグデータ等を活用した北陸新幹線福井・敦賀開業による消費動向分析・調査業務委託に関する企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

1. 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

ビッグデータ等を活用した北陸新幹線福井・敦賀開業による消費動向分析・調査業務

(2) 業務目的

北陸新幹線福井・敦賀開業後の開業効果における福井県全域および県内17市町・地域別の消費動向を可視化するため、ビッグデータ等を活用し、県内各地の消費状況や経済波及効果を定量的に詳細な分析・評価のうえ、客観的な指標を示すことで、開業効果のさらなる県内全域波及や持続化を図るための課題を洗い出し、EBPMに基づく課題解決に向けた効果的な施策立案につなげることを目的とする。

(3) 公示業務の内容

別紙募集要領による。

(4) 公示業務の履行期間

契約締結日から令和8年3月23日(月)まで

(5) 予算限度額

委託料 17,600千円

(消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税率は10%とする。)

2. 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

共同事業体等、複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の構成員全員が下記(1)～(7)の条件すべてを満たすこと。

- (1) 福井県財務規則(昭和39年4月1日福井県規則第11号)第146条に定める、競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に準じた者でないこと。
- (3) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、会社更生法(昭和27年法律第172号)に準じた更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に準じた再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。または左記の要件を満たす複数の事業者で構成される事業体であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは

は常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3. 募集要領等の公示・配布

(1) 配布期間

令和7年5月8日(木)まで 9時から17時の間(土日祝除く)

(2) 配布場所

下記「9. 問合せ先」に同じ

(3) 配布方法

- ・ 福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局新幹線政策連携室で配布
- ・ 福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局新幹線政策連携室ホームページに掲載
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/012485/kouka-syouhi.html>

4. 参加資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、参加資格について次のとおり認定を受けること。

(1) 提出期限

令和7年5月8日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出書類

- ・ 参加資格認定申込書(別添様式2)
- 複数事業者が共同で参画する場合、代表とする者を決め、その者が提出すること。
また、代表する者が全ての者に参加資格があることを誓約すること。

(3) 提出方法

- ・ 持参または郵送等(郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録の残る書留郵便等を利用)なお、持参の場合は平日9時から17時の間に限る。

(4) 提出場所

下記「9. 問合せ先」に同じ

(5) 参加資格の認定時期および通知方法

参加資格の認定結果は、令和7年5月14日(水)までに書面により申請者あて通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

5. 企画提案書の提出手続

参加資格の認定を受けた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

また、参加資格認定後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。

（１）提出期限

令和７年５月２２日（木） １２時（必着）

（２）提出書類

企画提案書（別添様式１ 他）

（３）提出方法

紙媒体で７部を持参または郵送等

（郵送等の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること）

併せて、電子メールでの送付も行うこと。（送付先は９．問合せ先に記載のアドレス）

なお、持参の場合は平日９時から１７時の間に限る。

（４）提出場所

下記「９．問合せ先」に同じ

（５）留意事項

- ・ 企画提案書は、委託業務の内容を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
（実施内容の詳細については、契約後、県と協議の上、決定する。）
- ・ 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、一切返却しない。
- ・ 提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

6. 質問の受付および回答

企画提案および仕様書に関する質問を次の通り受付・回答する。

（１）受付期間

令和７年５月８日（木） １７時（必着）まで

（２）提出方法

質問票（別添様式５）により、電子メールで送信

（３）提出先

下記「９．問合せ先」に記載のアドレス

（４）回答方法

質問に対する回答についてはメールにて行う

7. 審査および受託候補者の選定等

提出された企画提案書の内容について、選定委員会において総合的に審査した上で、受託候補者を選定する。

【選定委員会（予定）】令和７年５月下旬※時間、場所等の詳細について別途連絡する。

(1) 審査方法

選定委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施し、以下の基準により審査を行い、評価点数の総合得点により最も評価の高かった提案者を受託候補者に選定する。

- ① 事業の趣旨（ビッグデータ等を活用し、北陸新幹線福井・敦賀開業における県全域および県内各地の消費状況や経済波及効果を定量的に詳細な分析・評価のうえ、客観的な指標を示すことで、開業効果のさらなる県内全域波及や持続化を図るための課題を洗い出し、EBPMに基づく課題解決に向けた効果的な施策立案につなげる）に合致する企画内容となっているか。
- ② 事業目的の達成につながる効果が期待できる企画提案内容となっているか。（県内全域および県内17市町・地域別の消費動向が可視化できる調査方法、分析に必要な調査対象期間の設定、定量的で多角的な視点の調査内容、施策立案につなげるための評価の提案等）
- ③ 実現性の高い企画内容となっているか。
（類似業務の経験・実績、スケジュール、実施体制 等）

(2) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に書面により通知する。

なお、審査経過については公表しない。また、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 通知期限

選定委員会の実施から1週間以内

8. 契約の締結

県は、受託候補者として選定された者と企画提案書の内容を元に業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、企画提案内容は、協議の上、変更する場合がある。

また、次の場合、県は審査結果において総合評価点が次に高い提案者と協議を行うこととする。

- ① 受託候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき。
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき。

9. 問合せ先

〒910-8580

福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局新幹線政策連携室（担当：吉田、木林）

TEL：0776-20-0708

E-mail：shin-renkei@pref.fukui.lg.jp